学資ローン

令和7年3月3日現在

1. 商品名	・ 学資ローン（カードローン）
2. ご利用いただける方	・ 次の条件を全て満たしている個人(給与所得者・個人事業主)で 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 (1) 就学 ・ 申込人の子弟・孫・被扶養親族が就学していること（予定を含む） (2) 年齢 ・ お申込み時で満20歳以上の方。 (3) 職業・年収 ・ 安定継続した収入があること ① 契約社員や嘱託社員は、安定継続した収入があると認められる場合に限り対象とします。なお、安定継続した収入の判断が難しい場合は、 ・年収150万円以上ある。 ・年収90万円以上で、家族と同居している。 以上を目安としてください。 ② パート・アルバイトによる収入は、安定継続した収入とはみなしません。 ③ 年金受給者の方は、年金担保借入をしている場合はご利用できません。 (4) 勤続（営業）年数 ・ 会社員、公務員の方は制限ございません。 ・ 自営業の方は、同一業種・同一収入源による確定申告の実績が必要です。
3. お使いみち	・ 対象となるもの お申込時点でお支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済資金もご利用可能です。 (1) 就学する学校等への納付金（最長1年分） ※「納付金」には、寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。 (2) 就学に付随してかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※「付帯費用」には、受験費用、入学・卒業に伴う引越費用等を含みます。 (3) 他金融機関からの教育関連資金借入の借替も対象となります。 (4) 一括払保証料（証書貸付切替時）
4. ご融資金額	・ 50万円以上500万円以下（10万円単位）
5. ご融資期間	・ 学資ローン当貸の当座貸越期間は、5年以内（1年ごとの更新）となります。 加えて、下記の点をご了承願います。 (1) お借入ご利用期限は、子弟等のご卒業予定月までとなります。 (2) ご卒業予定月の3ヶ月後の月末までを限度として、証書貸付へ切替手続が必要であり、その期限を当初ご契約時に設定します。 (3) 1年毎の更新時に更新審査を行うものとします。 ただし、契約時、または（最後の）更新時から1年以内に貸越契約期限（証書貸付切替期限）が到来する場合は、貸越契約期限までを保証期間とし、貸越契約期限をもって学資ローン当貸は終了となります。 (4) 医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつご卒業予定月の3ヵ月後までがご契約期限となります。 (5) ご出金は店頭で行って頂きます。その際、お使いみちの分かる書類をご提出頂きます。 (6) 子弟等が引き続きご進学し、引き続き学資ローン当貸のご利用を希望される場合は、審査の上、ご利用可能です。 ・ 学資ローン証貸のご融資期間は3ヶ月以上10年以内となります。
6. ご融資利率	・ 当座貸越：年3．40％（固定金利、保証料込） ・ 証書貸付：年3．40％（固定金利、保証料込）

7. 保証料	・ ご融資利率に含まれておりますので、別途お支払いは不要です。
8. 担保・保証人	・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を利用しますので、担保・保証人は原則として不要です。
9. ご返済方法	・ 当貸期間 元金返済据置とし、貸越契約期限（証書貸付切替期限）までに、学資ローン証貸へ借り替えることで一括返済して頂きます。 ただし、利息については、利息支払用預金口座からの毎月返済とします。なお、学資ローン当貸の専用口座への利息の組入（元加）をもって、利払済とすることはできません。 ・ 証貸期間 毎月元金均等または元利均等割賦返済 貸付金額の50％以内につき6ヶ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。 ※ 元金の任意のご返済は可能です。 ※ 当座貸越期間満了前であっても、ご希望の場合は学資ローン証貸の借り替えが可能です。
10. 手数料	・ 不要です。
11. 必要書類	・ 確認書類として、次の書類をご用意していただきます。 (1) 本人確認書類（写） (2) 就学中または就学予定であることを証する書類 （合格通知書、在学証明書、学生証等） (3) 年収確認書類（写）　※お申込金額が100万円以下の場合は不要です。
12. その他の事項	・ 当金庫の営業地区

大阪市	交野市	藤井寺市
門真市	富田林市	枚方市
東大阪市	大阪狭山市	柏原市
大東市	守口市	摂津市
豊中市	寝屋川市	箕面市
吹田市	松原市	高槻市
羽曳野市	四條畷市	茨木市
堺市	八尾市	池田市
伊丹市	尼崎市	

◆ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。
結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。

大阪厚生信用金庫